

平成 28 年 4 月 6 日

学部新 2 回生以上（平成 27 年度以前入学者） 各位

工芸科学部長

再試験制度の廃止について

平成 28 年 4 月 1 日付けで工芸科学部履修規則第 21 条（再試験の取扱いに関する規則）が下記のとおり改正されました。

この改正により、2 授業科目 4 単位以内の修得単位不足のため卒業の認定を得られなかった者に実施していた再試験は平成 30 年 3 月 31 日をもって廃止となります。

については、平成 27 年 4 月に入学した者（平成 31 年 3 月卒業予定の者）は再試験制度の適用を受けることができません。単位不足のため卒業不可とならないよう計画的な履修を心掛けてください。

なお、病気等の理由により学期試験を受験できなかった際の追試験制度（工芸科学部履修規則第 20 条）は引き続き実施します。

記

工芸科学部履修規則（抜粋）

【改正前】

（再試験）

第 21 条 試験に不合格となった者に対する再試験は行わない。

2 前項の規定にかかわらず、2 授業科目 4 単位以内の修得単位不足のため卒業の認定を得られなかった者に限り、当該年度に試験を受けて不合格となった授業科目について、本人の願い出により審議のうえ、再試験を行うことがある。

3 前項の規定は、卒業研究等、実験、実習、及び演習(外国語を除く。)には適用しない。

4 再試験を受けようとする者は、担当教員の承認を得て、所定の期日までに学部長に願い出るものとする。

5 再試験により合格した授業科目の評点は、60 点とする。

【改正後】

（再試験）

第 21 条 試験に不合格となった者に対する再試験は行わない。

附 則

2 施行日前から引き続き在学する学生及び施行日以後に通則第 9 条から 第 10 条の 2 までの規定に基づき入学した学生の再試験については、改正後の規則第 21 条の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

以上